

答申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮詢があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、○○区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成30年3月13日付けで行った法に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、審査請求書及び反論書の記載の限りでは、必ずしも明確ではないが、要するに以下のことから、本件処分が違法又は不当であると主張しているものと解される。

医療等自己負担額は0円のはずであり、処分庁の計算は誤りである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 30 年 10 月 22 日	諮問
平成 30 年 12 月 11 日	審議（第 28 回第 4 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法 4 条 1 項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」ものとされ、法 8 条 1 項によれば、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされている。

また、保護基準によれば、保護費の算定に当たっては、冬季加算（月額 2,580 円。東京都の場合）は 11 月から翌年 3 月までの間、計上することとされている。

(2) 法の処理基準（地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づくもの。以下同じ）である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知）第 8・3・(2)・ア・(ア)によれば、生活保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること」とされている。

(3) 同じく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領に

ついて」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知)第8・1・(4)・アによれば、「・・・厚生年金保険法、・・・国民年金法・・・等による給付で、6箇月以内の期間ごとに支給される年金・・・については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること」とされている。

(4) 法の処理基準である「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年9月30日付社発第727号厚生省社会局長通知。以下「運営要領」という。) 第3・2・(2)・アによれば、医療扶助における本人支払額の決定において「要保護者が医療扶助のみの適用を受ける者である場合には、保護の実施要領についての通知の定めるところにより当該要保護者の属する世帯の収入充当額から当該世帯の医療費を除く最低生活費を差し引いた額をもって本人支払額とすること」とされている。

さらに、運営要領第3・2・(5)・エ・(ア)によれば、「本人支払額に10円未満の端数があるときはこれを切捨てるものと」するとされている。

2 本件処分について

(1) これを本件についてみると、年金振込通知書等によれば、障害基礎・厚生年金が平成29年6月から平成30年4月までの各偶数月に、指定された金融機関の預貯金口座に271, 571円(平成30年2月については、271, 574円)振り込まれることとなっている。これに基づき処分庁は、271, 571円を分割して135, 785円を平成30年4月の収入として認定している事実が認められる。

そして、処分庁は、請求人に係る平成30年4月の最低生活費(医療費を除く)について、保護基準に基づき冬季加算を削除し、居宅基準80, 160円、住宅費17, 200円(平成30年度都営住

宅使用料) 及び障害者加算 17, 530 円の合計額 114, 890 円と認定していることが認められる。

そうすると、請求人の上記収入認定額が、請求人に係る平成 30 年 4 月の最低生活費 114, 890 円を上回っており、請求人は医療扶助のみの適用を受ける者であることが認められることから、処分庁は収入認定額 135, 785 円と最低生活費 114, 890 円との差額 20, 890 円(10 円未満切捨て) を請求人に係る平成 30 年 4 月分の医療扶助の自己負担額と認定したものである。

以上によれば、年金額の改定等による医療扶助の自己負担額を変更する旨の保護決定をした本件処分は、上記 1 の法令等の定めに則って違算等の事実もなくなされたものと認められ、違法又は不当な点を認めることはできない。

- (2) 請求人は、第 3 のとおり主張しているが、本件処分が法令等の定めに則って違算等の事実もなく適正になされたものと認められることは上記(1)のとおりであるから、請求人の主張には理由がないものといわざるを得ない。
 - (3) ところで、本件処分通知書の保護変更の「決定した理由」欄には、「冬季加算認定削除」の外に「基準改定」との記載がなされているが、これは処分庁のシステムの処理上、生活保護費に変更がない世帯にも、平成 30 年 4 月 1 日付で保護基準が一部改定されていることを周知するために記載されていることが認められる。これは、いわゆる余事記載であり、本件処分の保護変更理由として必要のないものではあるが、そのことをもって本件処分が違法又は不当となるとまでは認められない。
- 3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
- その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令

解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美